

補助対象経費

空き店舗等を活用して営業を開始する際に必要な以下の費用を対象とします。

- ①店舗等改修費
 - 内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、サイン工事、電気照明等の設置工事等
 - 建物と一体となって機能する設備の導入、備品の購入(商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されるもの等)

※いずれも市内業者によって施工、購入されたものに限りです。
- ②店舗等賃借料
 - 賃借店舗の月額家賃(敷金、礼金等の諸経費を除く)
 - 空き店舗等が店舗併用住宅である場合の店舗等に係る賃借料は、店舗等および住宅の面積に応じて賃借料を按分して算出
- ③創業者住居賃借料
 - 年度内に市外から転入した者に係る住居の月額家賃(敷金、礼金等の諸経費を除く)

補助額

補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助限度額
店舗等改修費	交付決定日から営業開始日まで	2 / 3 以内	200万円
店舗等賃借料	営業開始日の属する月の翌月から1年間	2 / 3 以内	10万円/月
創業者住居賃借料	営業開始日の属する月の翌月から1年間	2 / 3 以内	5万円/月

どちらの事業も「二本松商工会議所」「あだたら商工会」にて随時受け付けます。※予算額に達した時点で交付終了。

◎問い合わせ・申し込み…
 二本松地域で創業を希望される方…二本松商工会議所 ☎(23)3211
 安達地域・岩代地域・東和地域で創業を希望される方…あだたら商工会 ☎(23)5854
 問い合わせのみ…市役所商工課商工振興係 ☎(55)5120

創業者支援

融資資金利子

補給補助

新たに市内で事業を営もうとする方が借り入れる資金の利子に対して、その費用相当額を補助します



補助対象者

- 対象融資を受けた後速やかに創業する者
- または創業後1年以内に対象融資を受けている者
- 市内に本店や主たる事業所がある法人
- または個人で引き続き市内で事業を営む者
- 市税を滞納していないこと(市外在住の個人の場合は居住地の市町村税)

補助額

- 対象融資において支払うこととなる1年間の利子相当額
- 二本松市商業まちづくり基本構想に定める小売商業施設の誘導を図る地区内の場合は2年間分
 - 限度額は、融資額に係る利率の年2%に相当する額

創業支援

空き店舗等

活用事業 補助

新たに市内で事業を営もうとする方が、市内の空き店舗や空き家、空き事務所に入居する際の改修費や賃借料に対して、その費用の一部を補助します



補助対象者

事業を営んでいない個人	年度内に新たに創業を開始する方
会社	自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、年度内に新たに創業を開始する方

※年度内とは、平成29年3月31日まで

補助対象要件 次の全てに該当する方が対象となります

出店する地域の商店会および「二本松商工会議所」または「あだたら商工会」の会員となること。

二本松市暴力団排除条例（平成24年二本松市条例第17号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。

補助対象経費について、他の補助制度を利用していないこと。

週に4日以上営業を行うこと。

事業に必要な資格や許認可等を取得している、または取得する見込みであること。

市内に既にある店舗を移転することにより、移転前の店舗を空き店舗等としないこと。

開店後2年以上継続して営業を行うこと。

市税を滞納していないこと。

過去に空き店舗等を営業していた者と創業者が同じでないこと。

風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当していないこと。

フランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。

二本松で「新しいお店」はじめてみませんか？

補助対象融資

- 福島県起業家支援保証融資
- 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資

- 市内金融機関が実施する右記2つの融資条件に準ずる融資

※対象融資の上限額は2,000万円です（これを上回る場合も2,000万円とみなします）。

※借換資金としての融資は、補助金の対象となりません。